

# 令和4年度財務情報開示資料

財務情報の対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

内容 貸借対照表、収支計算書、財産目録、事業報告書、監査報告書

学校法人鎮西学園

熊本市中央区九品寺3丁目1番1号

## 貸借対照表

令和5年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	( 5,042,648,427 )	( 5,125,472,902 )	( △ 82,824,475 )
流動資産	( 1,189,446,413 )	( 1,137,404,466 )	( 52,041,947 )
資産の部合計	6,232,094,840	6,262,877,368	△ 30,782,528
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	( 1,223,353,580 )	( 1,327,281,100 )	( △ 103,927,520 )
流動負債	( 285,186,022 )	( 180,576,389 )	( 104,609,633 )
負債の部合計	1,508,539,602	1,507,857,489	682,113
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	( 6,844,327,429 )	( 6,761,442,632 )	( 82,884,797 )
第1号基本金	6,544,627,222	6,462,065,436	82,561,786
第3号基本金	183,600,207	183,277,196	323,011
第4号基本金	116,100,000	116,100,000	0
繰越収支差額	( △ 2,120,772,191 )	( △ 2,006,422,753 )	( △ 114,349,438 )
純資産の部合計	4,723,555,238	4,755,019,879	△ 31,464,641
負債及び純資産の部合計	6,232,094,840	6,262,877,368	△ 30,782,528

## 資金収支計算書

令和 4年 4月 1日から  
令和 5年 3月31日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	( 716,285,000 )	( 719,876,450 )	( △ 3,591,450 )
手数料収入	( 11,930,000 )	( 12,304,950 )	( △ 374,950 )
寄付金収入	( 500,000 )	( 133,000 )	( 367,000 )
補助金収入	( 485,400,000 )	( 489,578,879 )	( △ 4,178,879 )
受取利息・配当金収入	( 3,900,000 )	( 3,971,745 )	( △ 71,745 )
雑収入	( 100,100,000 )	( 96,874,701 )	( 3,225,299 )
前受金収入	( 40,000,000 )	( 44,355,000 )	( △ 4,355,000 )
その他の収入	( 70,500,000 )	( 72,680,245 )	( △ 2,180,245 )
資金収入調整勘定	( △ 153,500,000 )	( △ 150,277,511 )	( △ 3,222,489 )
前年度繰越支払資金	1,065,340,640	1,065,340,640	0
収入の部合計	2,340,455,640	2,354,838,099	△ 14,382,459

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	( 861,980,000 )	( 855,017,685 )	( 6,962,315 )
経費支出	( 321,860,000 )	( 302,210,616 )	( 19,649,384 )
借入金等利息支出	( 1,700,000 )	( 1,628,660 )	( 71,340 )
借入金等返済支出	( 66,000,000 )	( 65,770,000 )	( 230,000 )
施設関係支出	( 100,000,000 )	( 91,835,249 )	( 8,164,751 )
設備関係支出	( 36,800,000 )	( 20,327,570 )	( 16,472,430 )
資産運用支出	( 800,000 )	( 323,011 )	( 476,989 )
その他の支出	( 65,500,000 )	( 64,882,511 )	( 617,489 )
[予備費]	( 0 ) 10,000,000		10,000,000
資金支出調整勘定	( △ 120,000,000 )	( △ 127,853,205 )	( 7,853,205 )
翌年度繰越支払資金	995,815,640	1,080,696,002	△ 84,880,362
支出の部合計	2,340,455,640	2,354,838,099	△ 14,382,459

# 事業活動収支計算書

令和 4年 4月 1日から  
令和 5年 3月31日まで

(単位 円)

教育活動収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
			学生生徒等納付金	( 716,285,000 )	( 719,876,450 )
		手数料	( 11,930,000 )	( 12,304,950 )	( △ 374,950 )
		寄付金	( 1,000,000 )	327,880	( 672,120 )
		経常費等補助金	( 480,200,000 )	( 484,482,879 )	( △ 4,282,879 )
		雑収入	( 100,100,000 )	( 96,874,701 )	( 3,225,299 )
		教育活動収入計	1,309,515,000	1,313,866,860	△ 4,351,860
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費	( 861,980,000 )	( 855,017,685 )	( 6,962,315 )
		経費	( 506,360,000 )	( 492,458,007 )	( 13,901,993 )
		徴収不能額等	( 500,000 )	37,100	( 462,900 )
		教育活動支出計	1,368,840,000	1,347,512,792	21,327,208
		教育活動収支差額	△ 59,325,000	△ 33,645,932	△ 25,679,068

	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異
		受取利息・配当金	( 3,900,000 )	( 3,971,745 )	( △ 71,745 )
		その他の教育活動外収入	( 0 )	( 0 )	( 0 )
		教育活動外収入計	3,900,000	3,971,745	△ 71,745
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		借入金等利息	( 1,700,000 )	( 1,628,660 )	( 71,340 )
		その他の教育活動外支出	( 0 )	( 0 )	( 0 )
		教育活動外支出計	1,700,000	1,628,660	71,340
		教育外収支差額	2,200,000	2,343,085	△ 143,085
		経常収支差額	△ 57,125,000	△ 31,302,847	△ 25,822,153
	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異
		資産売却差額	( 0 )	( 0 )	( 0 )
		その他の特別収入	( 5,000,000 )	( 5,096,000 )	( △ 96,000 )
		特別収入計	5,000,000	5,096,000	△ 96,000
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		資産処分差額	( 5,257,794 )	( 5,257,794 )	( 0 )
		その他の特別支出	( 0 )	( 0 )	( 0 )
		特別支出計	5,257,794	5,257,794	0
		特別収支差額	△ 257,794	△ 161,794	△ 96,000
[予備費]		( 5,257,794 )			
		4,742,206			4,742,206
基本金組入前当年度収支差額		△ 62,125,000	△ 31,464,641	△ 30,660,359	
基本金組入額合計		△ 59,000,000	△ 82,884,797	23,884,797	
当年度収支差額		△ 121,125,000	△ 114,349,438	△ 6,775,562	
前年度繰越収支差額		△ 2,006,422,753	△ 2,006,422,753	0	
翌年度繰越収支差額		△ 2,127,547,753	△ 2,120,772,191	△ 6,775,562	

(参考)

事業活動収入計	1,318,415,000	1,322,934,605	△ 4,519,605
事業活動支出計	1,380,540,000	1,354,399,246	26,140,754

(注) 予備費の使用額は下記のとおり。

資産処分差額                      固定資産処分差額                      5,257,794 円

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

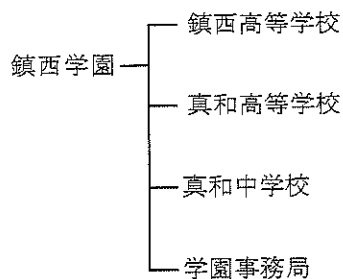
学校法人 鎮西学園

1	資産総額	金	6,232,094,840 円
	(1) 基本財産		4,784,891,459 円
	(2) 運用財産		1,447,203,381 円
2	負債総額	金	1,508,539,602 円
3	正味財産	金	4,723,555,238 円
	(1) 資産		
	1 基本財産		
	イ 校地	(校舎敷地、野外運動場、寄宿舍敷地等)	1,249,916,407 円
		62,834.28 平方メートル	
	ロ 校舎	(寄宿等を含む)	3,125,967,526 円
		25,790.14 平方メートル	
	ハ 構築物		142,223,481 円
	ニ 機器備品		94,333,675 円
	ホ 図書		101,479,566 円
	ヘ 車両		2,440,804 円
	ト 建設仮勘定		68,530,000 円
	計		4,784,891,459 円
	2 運用財産		
	イ 現金預金		926,770,602 円
	ロ 有価証券		153,925,400 円
	ハ 退職給与引当特定資産		66,070,000 円
	ニ 第3号基本金引当特定資産		183,600,207 円
	ホ 出資金		0 円
	ヘ 未収入金		108,750,411 円
	ト 仮払金		0 円
	チ ソフトウエア		6,953,408 円
	リ 電話加入権		1,133,353 円
	計		1,447,203,381 円
	資産合計		6,232,094,840 円
	(2) 負債		
	1 固定負債		
	イ 長期借入金		1,212,510,000 円
		日本私立学校振興・共済事業団	1,212,510,000 円
	ロ 長期未払金		10,843,580 円
	計		1,223,353,580 円
	2 流動負債		
	イ 短期借入金		98,270,000 円
	ロ 未払金		133,510,725 円
	ハ 前受金		44,355,000 円
	ニ 預り金		9,050,297 円
	計		285,186,022 円
	負債合計		1,508,539,602 円
	(3) 純資産	[ (1) - (2) ]	4,723,555,238 円

# 令和4年度事業報告書

## 1. 法人の概要

- (1) 名称 学校法人 鎮西学園  
 (2) 理事長 光岡 素生  
 (3) 組織 (令和4年度)



### (4) 生徒数及び教職員数

令和4年5月1日現在

		鎮西高等学校	真和高等学校	真和中学校	合計	備考
		普通科	普通科			
生徒数	1 学年	204	179	65	448	
	2 学年	213	166	67	446	
	3 学年	159	166	71	396	
	計	576	511	203	1,290	
学級数等	学級数	16	18	6	40	
	学則生徒定員	930	600	240	1,770	
	募集定員	310	200	80	590	
教職員数	本務教員	33	35	17	85	
	本務職員	9	6	0	15	司書含む
	計	42	41	17	100	
	兼務教員	9	17	4	30	非常勤講師を計上
	兼務職員	2	0	0	2	運転手, カウンセラー
	計	11	17	4	32	
	合計	53	58	21	132	

## 2. 事業の概要

- (1) 鎮西学園校舎増築工事 (鎮西高校選択教室) 68,530千円  
 (2) 鎮西高校ICT教育施設整備 (プロジェクター、Wi-Fi) 工事 10,652千円  
 (3) 鎮西学園駐車場設置 10,056千円  
 (4) 真和職員室タブレットパソコン整備 6,329千円



## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月19日

学校法人 鎮西学園  
理事会 御中

川上公認会計士事務所  
熊本県熊本市

公認会計士 川上峰秀

### 監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年2月26日付け熊本県告示第196号に基づき、学校法人鎮西学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人鎮西学園の令和5年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年2月26日付け熊本県告示第196号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程におい

て、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。


以 上


監 査 報 告 書

令和5年5月17日

学校法人 鎮西学園  
理事長 光岡 素生 様

学校法人 鎮西学園

監事 河津悦雄 

監事 江上祥一 

私たちは、学校法人 鎮西学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて当学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及び関係帳簿等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人 鎮西学園の令和5年3月31日現在の計算書類は適法かつ正確に処理されており、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを認めます。

以上